

米原市地域ぐるみ空家対策支援補助金

地域内の空家に対して、自治会が安全・衛生を確保することや適正管理・有効活用を促進するための取組に対し、予算の範囲内で補助を行います。

交付対象事業	①周辺住民の安全を確保するための緊急的な措置 空家等の除却、処分のために業者へ支払った費用、飛散防止ネット等の材料代、廃材等の処分料ほか ②周辺住民の衛生を確保するための緊急的な措置 蜂等の害虫駆除、臭気を発する放置物の処分等に要した費用、除草に係る消耗品費および燃料費ほか ③適正管理または利活用に向けた取組 司法書士や弁護士等への相談料、相続人調査、住民や所有者等への啓発、空家調査、空家バンクサポーターの活動支援ほか ④所有者等または利害関係者が実施する空家の除却または適正管理への支援、管理人制度の活用への支援ほか ※空家の除却を含む場合、市の他の除却に係る補助制度との併用は不可
交付対象者	自治会
補助金額	最大 20 万円 （補助率 4/5）
申込方法	交付申請書に必要事項を記載の上、下記まで申請してください。 【添付書類】 ○事業計画書（様式第 1 号） ○収支予算書（様式第 2 号） ○見積書等の交付申請額の根拠が分かる書類の写し ○所有者の同意書（様式第 3 号）（交付対象事業の①②の場合） ○空家等の位置図 ○空家等の現況写真（空家等の現況に変更を加える場合）

【補助金のお問い合わせ・申請先】

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地
米原市役所 まち整備部 シティセールス課
TEL:0749-53-5140 / FAX:0749-53-5139
E-mail:visit@city.maibara.lg.jp